

# 税の申告はお早めに

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

2月16日(金)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険料(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(木)までに申告してください。2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

## 所得 税

サラリーマンなど給与所得の人  
《主な収入が給与収入の人》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了します。確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です。

- ① 給与の収入金額が20万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

事業所得や不動産所得がある人

《主な収入が給与収入以外の人》

次の各項目に該当する人は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる人
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある人
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した人

申告で税が還付される人

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の人でも、次のような人は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ① 平成29年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った人(医療費控除)
- ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた人(雑損控除)
- ④ 住宅ローンを利用して、マイホーム

△を購入したり増改築をした人(住宅借入金等特別控除)

⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした人(住宅耐震改修特別控除)

※詳しくは税務署までお問い合わせください。

▼申告時の必要書類

- ・ 本人確認書類
  - ・ 申告書と認印(申告書は申告書作成会場にもあります)
  - ・ 社会保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
  - ・ 給与・年金の源泉徴収票
  - ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付をする人や、還付申告をする人)
  - ・ 寄附金受領証明書など
- ※ふるさと納税の寄附金控除については、確定申告をする人はワンス

## 国民健康保険税

## 介護保険料

## 後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をする人は必要ありません。所得が少ない人については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険料(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

※町県民税・各種保険税(料)とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告書作成会場にあります。

▼問合せ

町県民税・国民健康保険税の問合せ  
税務グループ  
☎079 (435) 0358

▽介護保険料の問合せ  
保険年金グループ  
☎079 (435) 2582

▽後期高齢者医療保険料の問合せ  
保険年金グループ  
☎079 (435) 2581

## 医療費控除の申告は、領収証の提出が不要になりました

平成29年分の確定申告などから、領収書の代わりに「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存してください。税務署や役場から求められたときには、提示または提出しなければなりません。医療保険者から交付を受けた医療費通知書(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。※平成29年分から31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

▶問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

## 注意事項

「おむつ」にかかる費用の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年日以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付すれば、医師の証明書は不要です。該当する人は、保険年金グループに申請してください。

▶対象 次のすべてに当てはまる人

- ・ 以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けた人(今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の人)
- ・ 介護保険の申請をしている人で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの人

障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている人で、一定の要件を満たす人は、障害者手帳がなくても障害者控除が受けられます。申告をされる人で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2582

## マイナンバーについて

平成28年分以降の確定申告書などの提出の際に、マイナンバーの記載および本人確認書類が必要となりました。

●ニッケパークタウンで申告する場合は、本人確認書類の提示が必要ですが、(郵送などで申告書を提出される場合は写し(コピー)の添付が必要となります)

●播磨町役場で申告する場合は、本人確認書類の写し(コピー)の添付が必要となります。代理の人が窓口に来る場合にも、申告する人の本人確認書類の写し(コピー)の添付が必要です。

## 町県民税(住民税)

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

- ① 平成30年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
  - ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる人
    - ・ 勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
    - ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要)
  - ③ 平成29年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人
- ・ 所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

## 本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)がある人

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

※ご自宅などからe-taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写し(コピー)の提出が不要です。マイナンバーカードを持っていない人

番号確認書類と身元確認書類を持参してください。

番号確認書類とは、

- ・ 通知カード
- ・ マイナンバーの記載のある住民票の写し(コピー) または住民票記載事項証明書
- ・ などのうちいずれか1つのことです。
- ・ 身元確認書類とは、
- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ などのうちいずれか1つのことです。

※詳しくは、国税庁のホームページに掲載しています。  
<https://www.nta.go.jp/>

# 申告書作成会場と申告受付

## 播磨町での申告書作成と申告受付

- ▼場所 役場第2庁舎 3階 第2会議室
- ▼期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)
- ▼受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
- ※混雑状況によっては、受付時間内であっても、当日の受け付けができない場合や、午前中の受け付けができない場合からの申告相談になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ▼申告受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告の作成と申告の受け付け
- ※次の申告については、ニッケパークタウンの申告書作成会場をご利用ください。
  - ・譲渡所得（不動産の売買及び株式等の売買による所得）
  - ・事業所得（1年目）
  - ・住宅借入金等特別控除（1年目）
  - ・住宅耐震改修特別控除
  - ・青色申告
  - ・準確定申告
  - ・損失申告
- ▼申告に際しての注意事項 事業などで収支計算が必要な場合は、必ず収支内訳書を完成させてください（役場では、収支内容についての指導は行っていません）
- ▼問合せ 税務グループ ☎079（435）0358

## ニッケパークタウンでの申告書作成と申告受付

▼場所 ニッケパークタウン本館1階 センタープラザ

加古川市加古川町寺家町173-1  
駐車場は最大4時間まで無料です。ただし、4時間超過分は有料となります。

- ▼期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)
  - ※2月18日(日)、25日(日)は開設します。
  - ▼受付時間 午前9時～午後4時
  - ※会場では納税はできません。金融機関などをご利用ください。
  - ※混雑状況によっては、早めに相談の受け付けを終了させていただく場合もあります。
  - ▼問合せ 加古川税務署 ☎079（421）2951
- 税務署では、作成済みの申告書の受付、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行っています。申告書の作成は、自宅などのパソコンで作成するか、ニッケパークタウン申告書作成会場をご利用ください。

# 申告書作成会場は大変混雑します ご自宅などのパソコンなどで申告書の作成を！ 作成した申告書などは、早期に提出を！

申告書などは、郵送で提出することができます。また、還付申告をする場合は、2月15日（木）以前でも提出できます。

▶問合せ 加古川税務署 ☎079（421）2951

## 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください

**税務署に出向く必要なし！**  
e-Taxまたは印刷して郵送などにより提出することができます。

**自動計算・いつでも作成可能！**  
計算誤りのない申告書を作成することができます。

- スマホ・タブレットでも作成が可能！
- 自宅などにプリンタがなくても大丈夫！ プリントサービスにも対応！

- ▶問合せ
- 確定申告書等作成コーナーの操作方法などについて  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570（01）5901
  - マイナンバーカードに関するご質問  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120（95）0178

## 年金

### 公的年金等の源泉徴収票と確定申告

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2581  
加古川年金事務所 ☎079（427）4743

**公的年金等の源泉徴収票とは**  
平成29年中に受給された厚生年金保険、国民年金および共済組合の老齢もしくは退職を支給事由とする公的年金などについては、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課税されます。

日本年金機構では、厚生年金保険、国民年金の年金受給者の方々に「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」を作成し、平成30年1月末日までに届くよう送付します。

源泉徴収票に記載されている事項は、平成29年1月から12月の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（年金から特別徴収された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっております。

**年金受給者で確定申告が必要となる人**  
2つ以上の公的年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している人、公的年金以外に

給与所得等がある人は確定申告が必要で、  
しかし、29年中に公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告の必要はありません。（※20万円以下で所得税の確定申告が必要でなくても、住民税の申告は必要です）  
お手元に届いた「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の際に添付書類として必要です。また、年金から特別徴収（天引き）されていない平成29年中に納付した社会保険料等がある人は、確定申告を行うことにより所得税を精算することになります。

確定申告の詳しい内容については、2～3ページをご覧ください。

**国民年金保険料の前納申込み前納手続き**  
国民年金保険料は前納すると割引が適用されます。平成

29年4月から、従来の口座振替に加え、現金（納付書）納付・クレジットカード納付でも2年前納を行うことが可能となりました。

新たに平成30年度国民年金保険料の2年前納、1年前納、6カ月前納を希望であれば申し込みが必要があります。申し込み期限は、口座振替・クレジットカード納付は平成30年2月末日まで、現金納付は2年前納は平成30年4月末日まで、2年前納以外はその都度ご確認ください。

なお、平成30年度の国民年金保険料額、前納の割引額は平成30年2月下旬に告示される予定です。

▼必要書類 年金手帳などの基礎年金番号の確認できるもの、印鑑

※現金（納付書）納付は右記のものだけで構いませんが、口座振替であれば金融機関のお届け印と通帳を、クレジットカード納付であればクレジットカードを合わせてご持参ください。

▼申込み 保険年金グループ、加古川年金事務所（口座振替希望の人は、振替先の金融機関窓口でも可能です）

## 国税の納付は安心・便利な振替納税をご利用ください！

### 振替納税を利用していない人へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書や納税通知書などのお知らせはありませんので、金融機関、税務署の納付窓口またはクレジットカード納付（注）で納期限までに納付してください。

（注）平成29年1月からインターネットを利用したクレジットカード納付が開始されました。（税務署や金融機関の窓口では、クレジットカード納付はご利用できません）

### 振替納税をご利用ください

国税の便利で安全な振替納税の利用手続きは、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出してください。

詳しくは、税務署（管理運営担当）にお問い合わせください。

▼問合せ 加古川税務署 ☎079（421）2951

### 振替納税をご利用中の人へ

振替日の前に預貯金残高をご確認ください

残高不足などで振替納税ができなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

平成29年1月以降、振替納税の領収証書が送付されなくなりました。書面による証明が必要な人には、税務署にて口座振替がなされた旨の証明を行います。

詳しくは、税務署（管理運営担当）にお問い合わせください。

▼問合せ 加古川税務署 ☎079（421）2951

国税の納期限と口座振替日（平成29年分）

	納期限	口座振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日	4月20日
消費税及び地方消費税（個人事業者）	4月2日	4月25日
贈与税	3月15日	

※贈与税には振替納税制度がありません。

## 納税は期限内に！

**税金の還付を受ける人へ** 確定申告期間中は、大量の申告書が提出される時期ですので、還付金の支払い手続きにはおおむね1カ月から1カ月半程度の期間を要することをご理解ください。  
※e-Tax（電子申告）で申告した還付申告は3週間程度で処理しています。